

第 5714 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月 19 日 金曜日		

発行所

三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

◆ 物納できる財産の順位と財産の範囲

Q：平成29年の税制改正で物納できる財産の順位と財産の範囲に改正があったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年の税制改正で物納できる財産の順位と財産の範囲に改正がありました。

改正内容は、次のとおりです。

①これまで物納順位が第2順位であった社債及び株式等の有価証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等が第1順位となりました。

②これまで物納できなかった有価証券でも、金融商品取引所に上場されているもの等は第1順位で物納できるようになりました。

これにより、平成29年4月1日以降にする物納申請分からは、物納に充てることのできる財産の種類と順位は、次のようになります。
第1順位 ①不動産、船舶、国債証券、地方

債証券、上場株式等

②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの

第2順位 ③非上場株式等

④非上場株式等のうち物納劣後財産に該当するもの

第3順位 ⑤動産

なお、物納が認められるには、延納によつても金銭で納付することができないこと、期限内に物納申請書を提出することなどの要件を満たさなければなりません。

